

広島中央環境衛生組合監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、広島中央環境衛生組合管理者から令和7年度定例監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年1月27日

広島中央環境衛生組合監査委員 天神山 勝 浩
同 原 田 栄 二
同 水 橋 直 行

定例監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対 象 課	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
施設2課	令和7年10月14日 (広中環監第12号)	令和7年12月9日 (広中環総第28号)

2 監査の実施期間

令和7年6月25日から令和7年8月26日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監査の結果（改善・検討事項）	措置の内容
当初予算に計上されていない修繕が見受けられたため、設備の安全操業に支障のないように、設備等のチェックを行い、計画的な更新に努めていただきたい。	定期点検、日常点検の結果を翌年度の予算へ反映できるよう早期の点検実施をするとともに、適切な予防保全に努めてまいります。